



平成 26 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 取締役社長 豊田 章男
(コード番号 7203 全国証券取引所)
お問合せ先 経理部主査 西田 裕
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

一般財団法人[トヨタ・モビリティ基金]の設立並びに 自己株式の処分、取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 26 日開催の取締役会において、一般財団法人を設立すること、第三者割当による自己株式の処分を行うこと、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及び同法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会の承認を条件として実施するものとし、また、本自己株式の取得及び自己株式の消却に関しましては、本自己株式の処分に関する同株主総会の承認を条件として実施するものいたします。

記

1. 新財団の設立について

(1) 財団設立の目的

NPO・研究機関等が行う取組みを、グローバルに、かつ、安定的に助成することで、「より良いモビリティ社会の構築」に資することを目的としています。

(2) 財団の概要

| | |
|---------|--|
| ① 名称 | 一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金 |
| ② 所在地 | 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 18 号 |
| ③ 代表理事 | 豊田章男 |
| ④ 活動内容 | 新興国・途上国でのモビリティ格差の解消・自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等 |
| ⑤活動原資 | 年間約 30 億円～45 億円 (注) 下記 2. の自己株式の処分先である信託の受益者として交付を受ける金銭を活動原資といたします。 |
| ⑥ 設立年月日 | 平成 26 年 8 月 (予定) |

2. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

| | |
|-----------|--|
| ①処分株式数 | 普通株式 30,000,000 株 |
| ②処分価額 | 1 株につき 1 円 |
| ③資金調達の額 | 30,000,000 円 |
| ④募集又は処分方法 | 第三者割当による処分 |
| ⑤処分先 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者) |
| ⑥処分期日 | 未定 |
| ⑦その他 | 本自己株式の処分については、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に係る他の事項は、当該株主総会后における取締役会において決議します。 |

(2) 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金（以下、「本財団」といいます。）を設立することを決議いたしました。

当社は創業以来、「自動車を通して豊かな社会づくり」を行うことを基本理念として社業に努めるとともに、それぞれの地域の社会課題に応じて、環境保全、交通安全、モノづくりを中心とする人材育成などの社会貢献活動を実施してきました。

本財団は、「より良いモビリティ社会の構築」に資することを目的として、社業関連の公益領域への貢献を軸に、NPO・研究機関等が行う取組みを、グローバルに、かつ、安定的に助成することで、人々の生活を豊かにする「いい町・いい社会」への取組みを結びつける役割を担うものと考えております。

本財団が事業活動を行うため、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。

本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

①調達する資金の額

| | |
|-------------|--------------|
| ア 払込金額の総額 | 30,000,000 円 |
| イ 発行諸費用の概算額 | 1,000,000 円 |
| ウ 差引手取概算額 | 29,000,000 円 |

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用等を予定しております。

②調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、本財団の設立準備費用に充当する予定です。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は本財団の設立に関する検討に要した弁護士費用等の諸費用に充当いたします。各諸費用は本財団の設立に必須のものであるところ、本財団の活動内容等に鑑みると、当該資金使途には合理性があるものと考えております。

(5) 処分条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、「より良いモビリティ社会の構築」に資することを目的として、社業関連の公益領域への貢献を軸に、NPO・研究機関等が行う取組みを、グローバルに、かつ、安定的に助成することで、人々の生活を豊かにする「いい町・いい社会」への取組みを結びつける役割を担うものと考えております。また、本財団は、当社株式の配当等による信託収益を活動原資として、新興国・途上国でのモビリティ格差の解消・自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に対する複数の助成事業を複数年にわたって継続的に実施していくことを考えております。これらの社会貢献活動は、中長期的な観点から、当社の利益に資すると考えております。また、本自己株式の処分は本財団の活動原資を拠出することを目的としたものであり、調達する資金も上記(3)②のとおり本財団の設立準備費用に充当することを予定しております。このため、1株につき1円という処分価額は、合理的と考えております。なお、本自己株式の処分は、本財団に対する有利発行に該当するため、当社は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

②処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団は、社会に一定規模のインパクトを与えることを目指して、新興国・途上国でのモビリティ格差の解消・自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に対する複数の助成事業を複数年にわたって継続的に実施していくことを考えております。複数の助成事業を並行して安定的に実施していくにあたり、活動原資となる処分数量の規模は合理的であるとと考えております。加えて、本信託スキームでは、当面は本自己株式処分による株式が株式市場へ大量に流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であるとと考えております。

また、本自己株式の処分におけるその希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し0.87%（小数点第3位を四捨五入）と小規模なもので、且つ当社では、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会で本自己株式の処分に係る議案が承認を経ることを条件に、下記3.の「自己株式の取得について」において、本自己株式の処分数量を上回る数量の自己株式の取得を予定しており、株式の希薄化を回避する措置を講ずる予定のため、株式の希薄化の規模についても合理的であると判断しております。

(6) 処分予定先の選定理由等

① ア 処分予定先の概要

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、本信託の再信託受託者であり、本信託の信託財産として割当を受けます。

イ 信託契約の概要 (注)

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は本信託契約の再信託受託者となる予定です。 |
| 受益者 | 一般財団法人トヨタ・モビリティ基金 |
| 信託契約日 | 未定 |
| 信託の期間 | 未定 |
| 信託の目的 | 委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。 |

(注) 受託者である三井住友信託銀行株式会社との信託契約については今後詳細を決定していくことを予定しております。

※なお、当社は、受託者及び再信託受託者が反社会的勢力とは何ら関係を有していないことを確認しております。

②処分予定先を選定した理由

「(2) 処分の目的及び理由」に記載の目的を実行するにあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三井住友信託銀行株式会社が最適であるとの判断にいたり、同社を受託者とし、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者とする本信託を処分予定先を選定いたしました。

③処分予定先の保有方針

本信託は、今後締結する信託契約に基づき、本財団を引き続き受益者の地位に留まらせるとの信託目的の達成が困難であると認められる場合を除き、処分株式を保有する予定です。

また、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。

なお、本自己株式の処分により他益信託である本信託が保有する株式の議決権については、第三者外部機関として三井住友信託銀行株式会社が、受益者である本財団の活動原資となる安定配当を確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視して当社に対して行使を行うものとします。

当社は処分先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の再信託委託者である三井住友信託銀行株式会社との間において、払込期日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

④処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当社が今後設定する本信託の信託財産である金銭をもって払込みを行います。

(7) 処分後の大株主及び持株比率

| 処分前 (平成 25 年 9 月 30 日現在) | 持株比率 | 処分後 |
|---|-------|-----|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 9.38% | 同左 |
| 株式会社豊田自動織機 | 6.48% | |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 5.31% | |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部) | 3.82% | |
| 日本生命保険相互会社 | 3.61% | |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン ア ズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人 (株) 三井 住友銀行) | 2.28% | |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 2.10% | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 1.92% | |
| 株式会社デンソー | 1.82% | |
| ステート ストリート バンク アンド トラ スト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 1.74% | |

※上記は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) を記載しております。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(9) 企業行動規範上の手続き

本自己株式の処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

①最近3年間の業績（連結）

| | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|------------|----------------|----------------|----------------|
| 売上高 | 18,993,688 百万円 | 18,583,653 百万円 | 22,064,192 百万円 |
| 営業利益 | 468,279 百万円 | 355,627 百万円 | 1,320,888 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 563,290 百万円 | 432,873 百万円 | 1,403,649 百万円 |
| 当期純利益 | 408,183 百万円 | 283,559 百万円 | 962,163 百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 130.17 円 | 90.21 円 | 303.82 円 |
| 1株当たり配当金 | 50 円/年 | 50 円/年 | 90 円/年 |
| 1株当たり株主資本 | 3,295.08 円 | 3,331.51 円 | 3,835.30 円 |

②最近の株価の状況

ア 最近3年間の状況

| | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 3,755 円 | 3,355 円 | 3,605 円 |
| 高 値 | 3,955 円 | 3,635 円 | 5,050 円 |
| 安 値 | 2,800 円 | 2,330 円 | 2,795 円 |
| 終 値 | 3,350 円 | 3,570 円 | 4,860 円 |

イ 最近6ヶ月間の状況

| | 平成25年 | | | | 平成26年 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
| 始 値 | 5,980 円 | 6,310 円 | 6,390 円 | 6,390 円 | 6,360 円 | 5,880 円 |
| 高 値 | 6,520 円 | 6,430 円 | 6,430 円 | 6,430 円 | 6,400 円 | 6,045 円 |
| 安 値 | 5,970 円 | 6,010 円 | 6,180 円 | 6,040 円 | 5,886 円 | 5,500 円 |
| 終 値 | 6,270 円 | 6,360 円 | 6,380 円 | 6,420 円 | 5,922 円 | 5,839 円 |

ウ 処分決議日前営業日における株価

| | 平成26年3月25日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 5,461 円 |
| 高 値 | 5,599 円 |
| 安 値 | 5,427 円 |
| 終 値 | 5,560 円 |

③最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

ご注意：上記2. 自己株式の処分についての文章は、取得勧誘を目的に作成されたものではありません。

3. 自己株式の取得について

(1) 自己株式の取得を行う理由

上記2. の自己株式の処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|--|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得しうる株式の総数 | 60,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.89%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 360,000,000,000円(上限) |
| ④取得期間 | 平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終了後から平成27年3月26日まで |
| ⑤その他 | 本自己株式の取得は、上記2.の自己株式処分に関する株主総会の承認を条件とする。 |

(ご参考) 平成25年12月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 : 3,447,997,492株

自己株式数 : 278,666,087株

4. 自己株式の消却について

(1) 自己株式の消却を行う理由

将来の自己株式の処分による株式価値の希薄化の懸念を軽減するため。

(2) 消却に係る事項の内容

- | | |
|------------|---|
| ①消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②消却する株式の数 | 30,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合0.87%) |
| ③消却予定日 | 平成26年6月30日 |
| ④その他 | 本自己株式の消却は、上記2.の自己株式処分に関する株主総会の承認を条件とする。 |

(ご参考)

・消却前の発行済株式総数 3,447,997,492株

・消却後の発行済株式総数 3,417,997,492株

以 上